

# 農地持たない世帯が半数 高い流動性

## 高橋昭雄東大教授の農村見聞録①

### 飛び立つ ミャンマー

民主化と経済改革で注目を集めるミャンマーだが、農村部を知る機会が少ない。長年、ミャンマー農村を研究してきた東京大学東洋文化研究所の高橋昭雄教授の見聞録を、毎月1回の頻度で掲載する。

◇

私は、ミャンマーがビルマ式社会主義という体制をとっていた1986年からミャンマーの農村部を調査し始め、訪ねた農村は200カ村を優に超える。知られざる、あるいは私しか知らないミャンマー農村部の状況を連載するにあたり、まず、農村の基本構造を概観することから始めることにしよう。

### 農村も核家族

ミャンマー農業灌漑省傘下の土地査定・記録局によると、2009年時点の農村部居住人口は約3000万、世帯数は約636万、平均世帯員数は4.72人である。この数値は都市近郊農村や辺境部の農村を含まないので、農村人口がもっと多いことは間違いない。とはいえ、ミャンマーの全人口6000万の4分の3が農村に居住するといわれているほど



田植えの前に、苗代から苗を抜き、2頭立ての牛で苗を水田に運ぶ農業労働者たち。これは男性の仕事だが、田植えは女性たちによって行われる。耕作権保有者は水田には入らず、見ているだけだった。ミャンマー・チャウセー郡 (高橋昭雄氏提供)

には農村人口は多くないのかもしれない。

また、ミャンマーの農村家庭といえ、三世代同居で子供が沢山いる大家族世帯を想像しがちだが、これは日本の明治期農村などからの類推にすぎない。ミャンマーの農村世帯のほとんどは核家族であり、数値にみるように子供は2、3人であり、子沢山というイメージも当てはまらない。

同局の統計によると、636万世帯の内訳は次のとおりだ。

①農地耕作権を持っている世帯—約321万。

②農地耕作権保有者に雇われて農業労働に従事する世帯—約116万。

③農業に従事しない世帯—約199万。

ミャンマーの場合、農地の所有権は国にあり、農民は農地耕作権を持つのみである。これは12年に公布された農地法でも変わっていない。

耕作権を持っている世帯が農村居住世帯総数の半分に過ぎないことを、先の統計数値は示している。平均耕作規模は1世帯あたり3畝で日本の3倍だが、「土地なし世帯」を含めれば半分の面積になり、耕作権保有世帯間の規模格差も非常に大きい。

日本が第二次大戦後に行った農地改革と同様の試みが、ほぼ同時期に独立直後のミャンマー

でも行われた。日本では成功したが、ミャンマーでは失敗したため農村における規模の格差問題が現在まで残ってしまった。

ミャンマーは国内総生産(GDP)に占める農業の構成比が4割近くもある農業国だが、村に入ると、農地改革後の日本の農村とはかなり違った構造を目にする。農地耕作権を持たない世帯が半数を占め、農業に従事しない世帯も3割を超えるなどということは、現代の日本では考えられないだろう。

### 頻繁に職種変更

さて、所有権であろうと耕作権であろうと、農地を保有して農業を営む世帯を日本では「農

家」というが、ミャンマーにはこれにあたる言葉がない。

日本の統計では、まず経営耕地面積や農産物販売額で「農家」を定義し、その世帯構成員の中から農民にあたる「農業就業人口」を算出する。はじめに家(イエ)ありきなのである。

ミャンマーでは逆に、耕作権の保有者を「農民」とし、個々の農民が生計を支える世帯を「農業世帯」とする。はじめに個人ありきである。

こうした定義は農村社会の実情を反映したものである。日本の農家の長男は家を継ぐことを陰に陽に求められるが、ミャンマーには名字がないことに象徴されるように家がないので、その必要はない。親の農地耕作権を相続したが、処分してしまった他の職業を始める人も多い。

ましてや、土地を持たない村人たちは、頻繁に職種を変え、居所を変える。階層間すなわち垂直的移動も、村落間すなわち水平的移動も、日本と比べて制約が少なく頻度が高い。

ミャンマー農村は流動性の高い社会であり、適切な就業機会があれば、豊富な労働力を低い費用で引き出せるポテンシャル(可能性)を秘めているといえるだろう。

＜参考文献＞高橋昭雄『ミャンマーの国と民—日緬比較村落社会論の試み—』明石書店 2012年。